残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約)の概要

1. 目 的

リオ宣言第15原則に掲げられた予防的アプローチに留意し、毒性、難分解性、生物蓄積性及び 長距離移動性を有するPOPs (Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質)から、人の 健康の保護及び環境の保全を図る。

2. 各国が講ずべき対策

- ①対象物質の製造、使用等の原則禁止(PCB等)及び製造・使用等の制限(DDT、PFOS等)
- ②非意図的生成物質の排出の削減 (ダイオキシン、ジベンゾフラン等)
- ③POPsを含む在庫・廃棄物の適正管理及び処理
- ④これらの対策に関する国内実施計画の策定
- ⑤その他の措置
 - ・POPsと同様の性質を持つ新規物質の製造・使用を防止するための措置
 - · POPsに関する調査研究、モニタリング、情報提供、教育等
 - ・途上国に対する技術・資金援助の実施

3. 条約の発効

平成16年5月17日発効(日本は平成14年8月30日に締結済)。令和3年7月現在183ヶ 国及び欧州連合が締結。

4. 条約発効後の動き

対象物質追加の検討を行う残留性有機汚染物質検討委員会(POPRC)会合を、POPs条約締約国会議の下に設置。平成17年から原則毎年9月~11月に開催。条約発効後に随時規制対象物質が追加され、平成31年4月から令和元年5月にかけて開催されたPOPs条約第9回締約国会議において、新たにジコホル、ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質の追加が決定された。

5. 我が国の対応

- 条約に盛り込まれた対策については、化学物質審査規制法、農薬取締法、ダイオキシン類対 策特別措置法等で措置。
- 関係省庁連絡会議(議長は環境省環境保健部長)において国内実施計画を作成し、平成17年6月、地球環境保全に関する関係閣僚会議において了承。その後、対象物質の追加等に伴い、平成24年8月、平成28年10月及び令和2年11月にそれぞれ改定。
- 我が国の主導により東アジアPOPsモニタリング事業を実施。
- POPRCに金原和秀 静岡大学大学院教授を、条約有効性評価のための調整グループ及び地域 組織グループに柴田康行 東京理科大学 環境安全センター 副センター長を派遣。

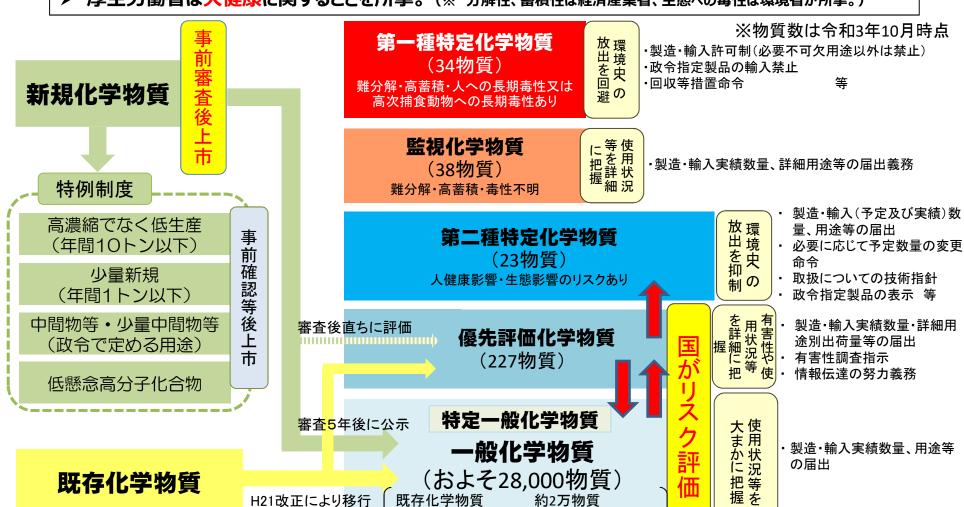
※対象物質(令和3年7月現在):

1. アルドリン、2. ディルドリン、3. エンドリン、4. クロルデン、5. ヘプタクロル、6. トキサフェン、7. マイレックス、8. ヘキサクロロベンゼン、9. PCB、10. DDT、11. PCDD、12. PCDF、13. クロルデコン、14. リンデン、15. テトラ・ペンタブロモジフェニルエーテル、16. ヘキサブロモビフェニル、17. ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホン酸フルオリド(PFOS 及びその塩、PFOSF)、18. ペンタクロロベンゼン、19. ヘキサ・ヘプタブロモジフェニルエーテル、20. α -ヘキサクロロシクロヘキサン(α -HCH)、21. β -ヘキサクロロシクロヘキサン(β -HCH)、22. エンドスルファン、23. ヘキサブロモシクロドデカン、24. ポリ塩化ナフタレン類、25. ヘキサクロロブタジエン、26. ペンタクロロフェノール (PCP) とその塩及びエステル、27. decaBDE、28. SCCP、29. ジコホル、30. ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)、その塩及び PFOA 関連物質

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)新規対象物質の 化審法第一種特定化学物質への指定について

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の体系

- 新規化学物質の製造にあたっては、国に事前に届出をし、国は、その性状(分解性、蓄積性、人健康・ 生態への毒性)を審査し、その結果に応じた規制を行う。
- ▶ 厚生労働省は人健康に関することを所掌。(※ 分解性、蓄積性は経済産業省、生態への毒性は環境省が所掌。)



審査済新規化学物質 約8千物質

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)

POPs(Persistent Organic Pollutants 残留性有機汚染物質)

- =次の全てに該当する物質
 - ①長期毒性あり(人又は生態)
 - ②難分解性
 - ③高蓄積性
 - 4長距離移動性

1カ国に止まらない 国際的な環境汚染 防止の取組が必要



製造・使用等の 原則禁止

POPsによる環境汚染防止のため、<mark>国際的に協調してPOPsの廃絶、削減等</mark>を行う。

- 2001年5月採択、我が国は2002年8月に締結、2004年5月発効。
- 2021年8月現在、184ヶ国及び欧州連合が締結。
- 締約国会議(COP)は2年に1回、これまで9回開催。
- 専門・技術的事項は、COPの下での残留性有機汚染物質検討委員会 (POPRC)で審議される。

(参考)現在、POPs条約上、製造・使用等の原則禁止とされている物質

⇒「PFOA関連物質」を除き、全て第一種特定化学物質に指定済

アルドリン、エンドスルファン類、エンドリン、クロルデコン、クロルデン、ディルドリン、ヘキサクロロシクロヘキサン類、ヘキサクロロブタジェン、ヘキサクロロベンゼン、ヘキサブロモビフェニル、ヘプタクロル、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル、ペンタクロロベンゼン、ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上)、ポリブロモジフェニルエーテル類、マイレックス、トキサフェン、PCB、ヘキサブロモシクロドデカン、DDT、PFOS及びその塩・PFOSF、デカブロモジフェニルエーテル、短鎖塩素化パラフィン

※ COP9でジコホルとペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質を追加することが決定。ジコホルとPFOA及びその塩については、本年4月に指定し、10月から施行された。PFOA関連物質については、必要な国内手続きを進めているところ。

ペルフルオロオクタン酸(PFOA)又はその塩

(1) 構造

PFOAの塩とは、酸であるPFOAの陰イオン($CF_3(CF_2)_6COO^-$)と塩基の陽イオンが、イオン結合してできた化合物のことを指す。例えば、図 2 のペルフルオロオクタン酸カリウム塩とは、酸であるPFOAの陰イオン($CF_3(CF_2)_6COO^-$)と塩基である水酸化カリウム(KOH)の陽イオン(K^+)がイオン結合してできた化合物である。イオン結合する陽イオンは複数考えられるため、PFOAの塩は複数存在する。

(2) 主な用途等

PFOAは、主にフッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤として使用。 PFOA塩は、主にコーティング剤、半導体製造用中間原料として使用。

PFOA関連物質

(1) 構造

PFOAに分解するあらゆる物質であって、部分構造として、炭素原子に結合するペンタデカフルオロアルキル基(アルキル基の炭素数が7のものに限る。C,F,5)を含む化合物のことを指す。

(2) 主な用途等

撥水撥油剤、合成繊維・繊維処理剤等として使用。